

# 国民年金 からのお知らせ

## 口座振替による前納が大変お得です お申し込みは2月末までに！

国民年金保険料を口座振替で前納（納期末到来分をまとめて納付）すると、保険料の割引があります。平成27年4月分から、保険料の2年前納、1年前納、6か月前納のいずれかを希望される場合、または、振替方法の変更を希望される場合は、平成27年2月末までに手続きが必要です。

手続きは、金融機関の届出印、通帳をご持参の上、口座振替を希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む）、日本年金機構草津年金事務所までお願いします。なお、口座振替の手料は不要です。

現在、口座振替を利用してされており、これまでに前納の手続きをされた方は、引き続き決められた期日に前納分が口座振替されます。

参考：口座振替を利用した場合の保険料額【平成26年度（1ヶ月15,250円）の場合】

	振替内容	保険料	割引額
2年前納	4月分から翌々年3月分の保険料を4月末に振替	355,280円/2年	14,800円（2年）
1年前納	4月分から翌年3月分の保険料を4月末に振替	179,160円/1年	3,840円（1年）
6か月前納	4月分から9月分の保険料を4月末に、10月分から翌年3月分を10月末に振替	90,460円/6か月	1,040円（6か月）
早割制度	毎月の保険料を当月末に振替	15,200円/1か月	50円（1か月）
翌月振替	毎月の保険料を翌月末に振替	15,250円/1か月	納期限日の振替のため割引なし

※平成27年度の国民年金保険料の月額が15,590円、年額は187,080円です。

◆問い合わせ先 草津年金事務所 ☎077-567-2220(国民年金課) ☎077-567-1311(お客様相談室)  
日野町役場住民課 保険年金担当 ☎6571



みんなで支え合う

# 国民健康保険



## 出産育児一時金のご案内

国民健康保険の加入者が出産をされた場合、出産育児一時金の給付を受けられます。

### 給付を受けられる方

国民健康保険の被保険者で、妊娠4か月(85日)を超えて出産された方。(出産育児一時金は、母親が加入している健康保険から支給されます)

### 支給される額

一児につき40万4千円。ただし、産科医療補償制度※の対象となる分娩の場合は42万円。

※産科医療補償制度：通常の妊娠・分娩にもかかわらず、産まれた子どもが脳性まひとなった場合に補償金を受けられる制度。

### 支給の方法

#### ○直接支払制度を利用する

出産する医療機関等が被保険者(妊産婦)に代わって国民健康保険へ出産

育児一時金の請求を行う制度です。出産育児一時金を分娩費用に充てることで、出産にかかる費用負担を軽減することができます。直接支払制度が利用できるかどうかは、出産する医療機関等に確認してください。

また、分娩費用が出産育児一時金の支給額より少ない場合は、その差額を受け取ることができます。

#### ○出産後に役場から受け取る

直接支払制度を利用しない場合は、出産後に役場で申請をすることで、出産育児一時金の支給を受けることができます。

#### 【申請に必要なもの】

- ・ 出産したことが分かるもの(母子手帳など)
- ・ 出産費用の領収書・明細書の写し
- ・ 印鑑(朱肉を使うもの)
- ・ 振込先の通帳
- ・ 直接支払制度に係る契約書の写し(差額を申請する場合)

#### ◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当  
☎6571